

# データ利活用促進に向けた企業における 管理・契約等の実態調査

平成29年4月20日  
経済産業省

# 調査の目的・背景

## 1. 背景・目的

- 企業が他社とデータをやり取りする際には、データの取扱いについて契約を締結することが一般的であり、当該契約は企業のビジネス戦略において、その重要性はますます高まっている。
- 経済産業省では、データ利活用に関する制度の検討を行うために、企業におけるデータの管理・契約の実態について調査を実施。

## 2. 調査内容

### アンケート調査

送付先 : 東証一部上場企業 2019社

回答企業 : 304社 ( 15.1% )

実施期間 : 2016年10月17日 ( 月 ) ~ 11月11日 ( 金 )

#### 調査内容

- ・事業内容
- ・事業におけるデータ利活用の状況 ( 現状・望ましい姿 )
- ・データ利活用を今後推進していく上での課題や制約
- ・データ利活用をしていく上での政策的な課題・要請 ほか

持ち株会社が上場している場合は、傘下の主要企業

---

### ヒアリング調査

対象企業 31社

#### 調査内容

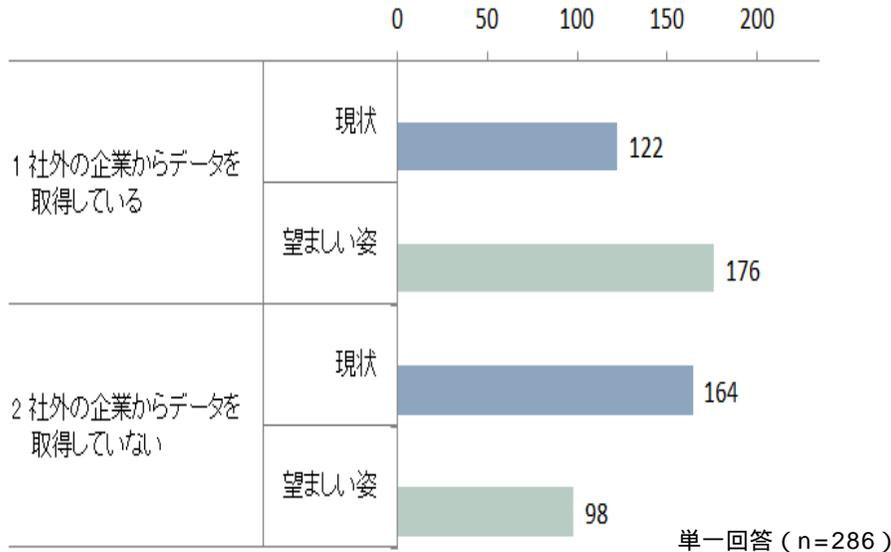
- ・アンケートの調査内容の具体的な事例、ニーズ ほか

# ．主な調査結果（アンケート調査結果）

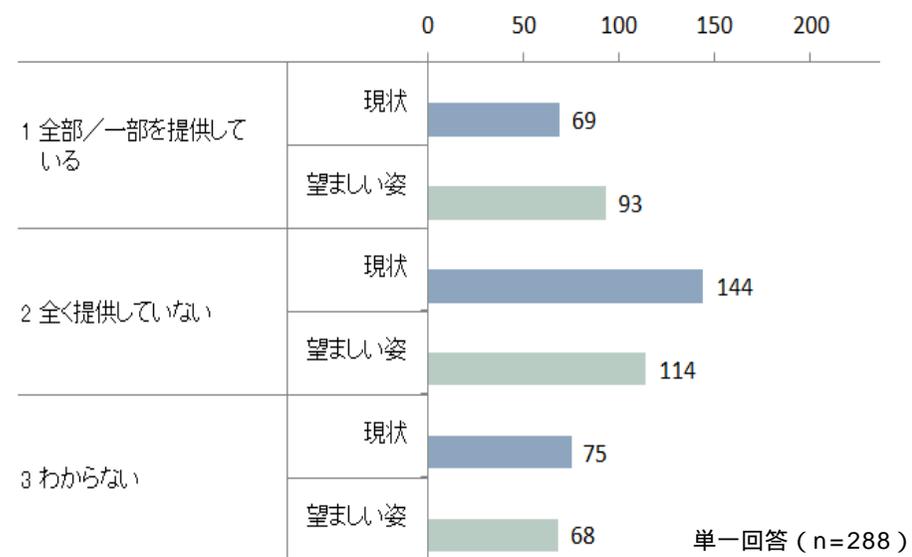
## 企業間におけるデータのやりとりの実態（現状／望ましい姿）

- 「社外からのデータ取得について」は、現状では、社外からのデータ取得を行っている企業が 42.7%（122社）に留まる。一方で、将来的には、社外からのデータ取得を行うことが望ましいと考える企業が 61.5%（176社）あり、社外からのデータ取得を望んでいることが分かった。
- 「社外へのデータ提供について」は、現状では、全部／一部を提供している企業が 24.0%（69社）であり、将来的には、全部／一部を提供することが望ましいと考える企業が 32.3%（93社）と、社外へのデータ提供についても行いたいという企業が増えつつあることが分かった。

### < 社外からのデータ取得 >



### < 社外へのデータ提供 >



問. 貴社のデータ利活用における社外の企業からのデータ取得についてお伺いします。自社の商品(機器・サービス)からは取得できないデータの、社外の企業から取得(提携・購入)について、「現状」「望ましい姿」のそれぞれで該当するものを選択肢からお答えください。(それぞれ1つ選択) (問14)

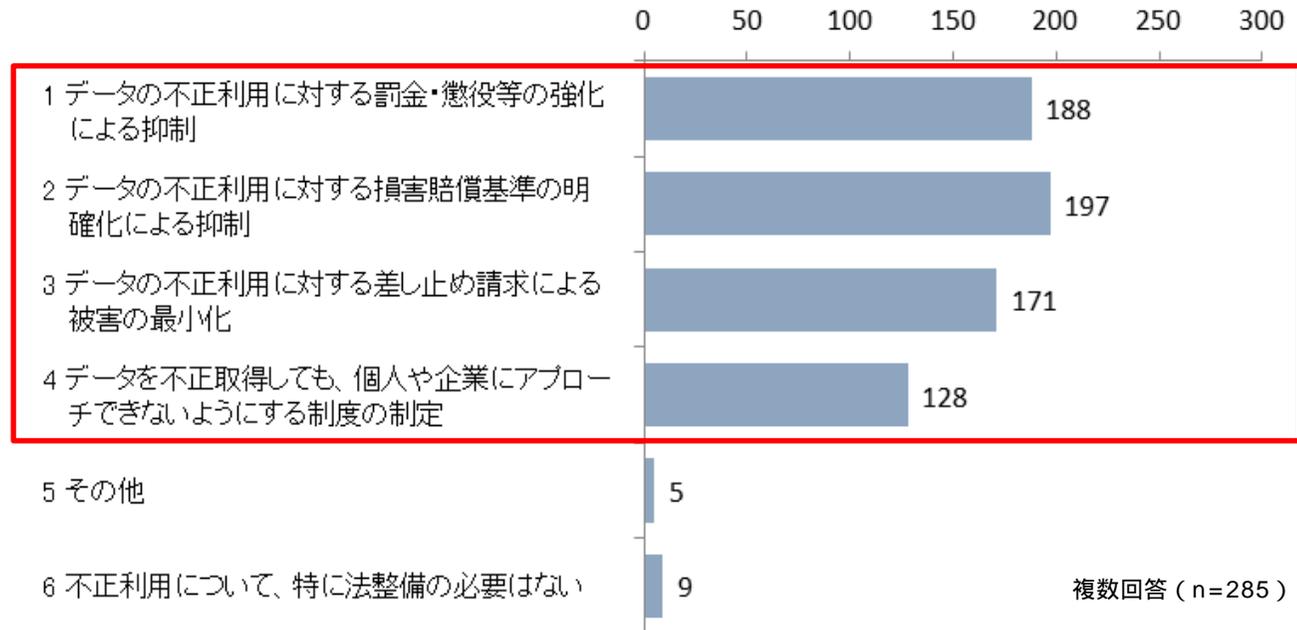
問. 社外の企業へのデータ提供についてお伺いします。貴社内で発生・取得・蓄積したデータの社外の企業への提供について、「現状」「望ましい姿」のそれぞれで該当するものを選択肢からお答えください(それぞれ1つ選択) (問18)

# 主な調査結果（アンケート調査結果）

## 不正利用への対策として実施すべき法整備

- 第三者による不正利用に対する法制度としては、損害賠償基準の明確化を求める企業 69.1%（197社）、罰金・懲役等といった罰則強化を求める企業 66.0%（188社）、差止請求による被害の最小化 60.0%（171社）、データを不正取得したとしても個人・企業にアプローチできないようにする制度を求める企業 44.9%（128社）などを求める声が多いという結果が得られた。
- 第三者による不正利用に対しては、厳罰化や損害賠償などによる抑止力を高めることと共に、自社や顧客に対する被害の拡大を止めるため差止めなどを求める声が多いことが分かった。

### < 不正利用対策として求められる法整備 >



問. 貴社が取得・蓄積・分析・実装したデータを社外の第三者の不正利用への対策として実施すべきと思われる法整備について、該当するもの全てについて選択肢からお答えください。(該当するもの全てに ) (問39)

## ．主な調査結果（ヒアリング調査結果）

データ利活用を推進していく上での課題・政策要請 【制度関連の回答】

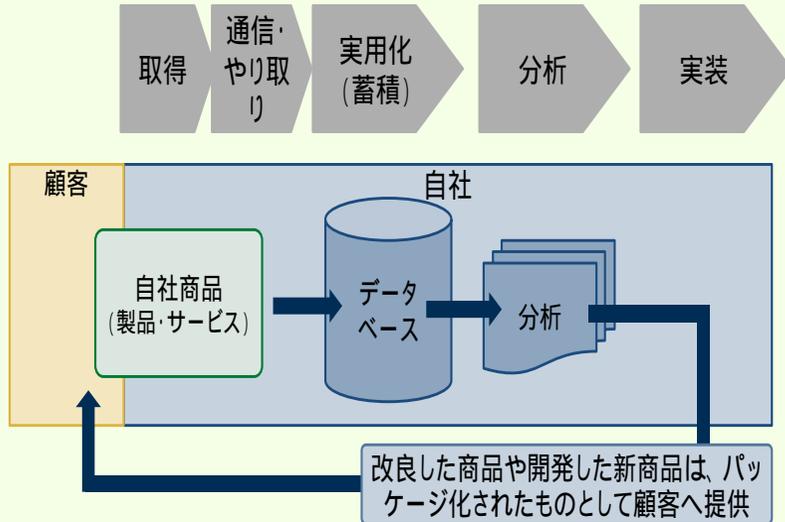
- n 基本的にはデータは顧客に帰属するものと考えるが、一方で当社が時間・労力を費やして取得・蓄積・分析しているため、一部は当社に帰属し、他社が不正に取得・利用した際に差し止め請求ができるよう、法的な整備をしていただきたい。 【製造業】
  - ü 当社としても苦勞して機器を開発・製造し、取得・蓄積・分析したデータは、著作権や営業秘密に該当するほど重要であると認識している。
  - ü ローデータを保護することは難しいかもしれないが、当社で分析したデータについては他社が不正利用した場合に差し止め請求ができるような法的な裏付けが欲しい。
  - ü 利害調整（権利、紛争の事後解決等）の機能を果たすルールがあれば企業はデータ利活用に取り組みやすくなり、その拠り所となる法律が必要である。
  - ü 日本ではデータ利活用の相場感（データの利用範囲等）が形成されていないため、データ利活用に積極的ではないと思われる。ただし、相場感を形成するには一定のルールが必要と考える。
- n わが国でデータ利活用を推進する上では、当社のような機器メーカーが苦勞して蓄積したデータについて営業秘密や（著作権性はないが）知財としての保護と、不正利用時に賠償・差し止めを可能とする法的な整備が必要である。 【製造業】
  - ü 営業秘密は個別企業ごとに秘密保持契約を結ぶが、限られた業種内で多数の企業と秘密保持契約を結ぶと実質的には秘密は守られなくなる可能性がある。

< 「法人向け製品・機器の提供」事業に関する回答より抜粋 >

## (参考) データ利活用の類型 (アンケート・ヒアリングの結果の取りまとめ)

### 類型 A : 顧客による自社商品の利用を通じて発生したデータを、自社で取得して利活用

#### <イメージ図>



#### <データ利活用の構造>

- 1 顧客が自社商品(機械・機器、アプリケーション等)を利用することに伴い発生したデータを取得・蓄積し、分析結果を商品の改良や新商品開発に活用する。
- 1 データの分析結果を活用して改良された商品や開発した新商品は、パッケージ化されたものとして顧客へ提供される。蓄積・分析過程において顧客へ個別にはデータ共有・還元は行わない。

#### <契約・管理の実態>

パッケージ化した商品を顧客に提供し、データ利活用に際してはプライバシーポリシーや約款・規約で顧客から同意を得る。

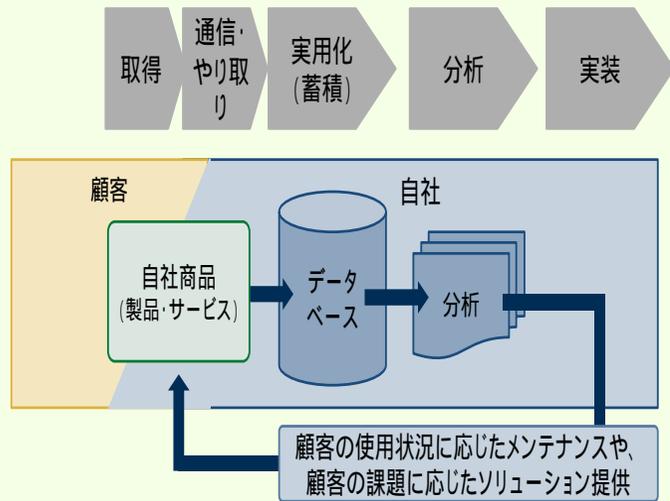
#### <課題・制約>

個人顧客からデータを取得する事業を展開している企業では、個人情報漏えい発生レピュテーションリスクが懸念され、データ利活用推進における制約として捉えている。

# (参考) データ利活用の類型 (アンケート・ヒアリングの結果の取りまとめ)

## 類型 B : 顧客による自社商品の利用を通じて発生したデータを、顧客・自社で共有して利活用

### <イメージ図>



### <データ利活用の構造>

- 1 顧客が自社商品（機械・機器、アプリケーション等）を利用することに伴い発生したデータを取得・蓄積し、分析結果を顧客に納品している商品の予防保全・メンテナンス、顧客課題解決のためのソリューション提供に活用する。
- 1 取得方法は、顧客のアプリケーション操作ごとに通信、機械・機器に付帯しているセンサーから自動通信、サービス員によるメンテナンス時に機械・機器からデータ回収、顧客においてフォーマット加工されたデータの提供等様々な方法がある。いずれの方法をとるかは顧客のデータ分析へのニーズの強度や、予算、体制によって異なる。
- 1 予防保全・メンテナンスやソリューションの具体的なサービス内容は顧客によって異なる。

### <契約・管理の実態>

予防保全・メンテナンス、ソリューションは個別の顧客ごとに実施し、データ利活用に際しては顧客との個別の契約を締結する。

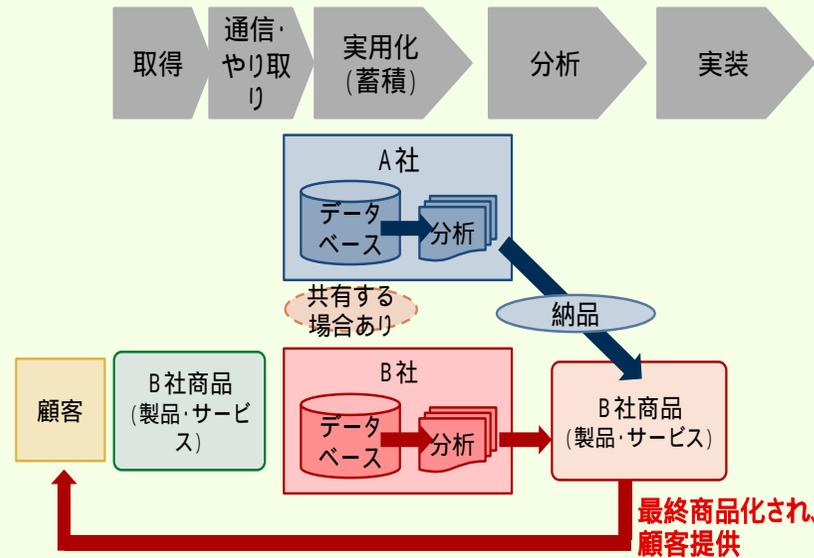
### <課題・制約>

既存の個別顧客との契約によってデータの利活用の範囲が異なっていることから、複数の顧客への商品提供を通じて取得・蓄積・分析したデータを自社内で突合することにより新商品の開発に活用することができないことを制約として捉えている。

## (参考) データ利活用の類型 (アンケート・ヒアリングの結果の取りまとめ)

**類型C** : サプライチェーンにおいて、顧客による商品の利用を通じて発生したデータを最終商品提供者、部品・素材提供者で利活用

### <イメージ図>



### <データ利活用の構造>

- 1 サプライチェーンにおける複数企業間（最終商品提供者、部品・素材提供者）で、データを利活用する。
- 1 最終商品提供者は、顧客から、約款・規約または個別契約によりデータを取得・蓄積する。
- 1 最終商品提供者は、商品の改良や新商品開発のため、取得・蓄積したデータや分析結果を部品・素材提供者に共有する。
- 1 データの分析結果を活用して改良された商品や開発した新商品は、パッケージ化されたものとして顧客へ提供される。蓄積・分析過程において顧客へ個別にはデータ共有・還元は行わない。

### <契約・管理の実態>

最終商品提供者は顧客からデータ利活用に際して、プライバシーポリシーや約款・規約を通じて同意を得る。

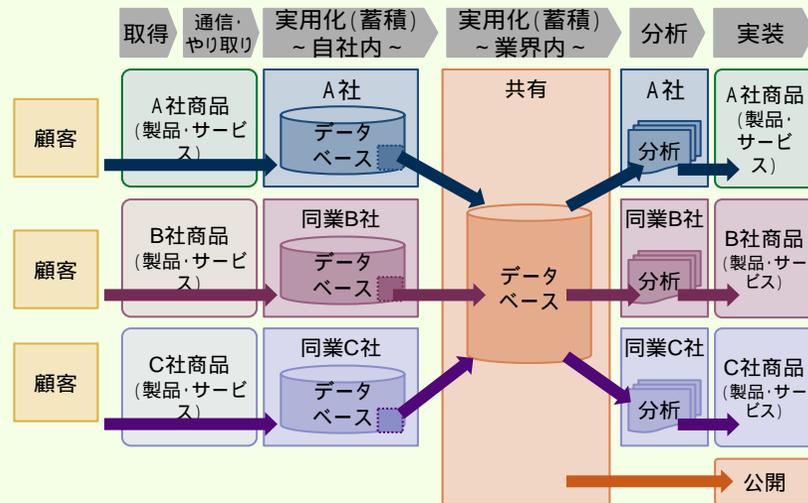
### <課題・制約>

最終商品提供者と部材提供者間でデータの突合を容易（汎用的）にするための、データ項目の精緻化が課題。最終商品提供者と部材提供者間で共有・突合して生成したデータベースが第三者に不正利用された場合の法的な整備が必要。

# (参考) データ利活用の類型 (アンケート・ヒアリングの結果の取りまとめ)

## 類型D：複数企業等がデータを持ち寄りビッグデータ化し、各社での利用やオープンデータとして公開

### <イメージ図>



### <データ利活用の構造>

- 1 複数企業等が、各社で取得した特定のデータを持ち寄り、データベースを構築し、参加者間で共有する。
- 1 データベースから、各社が自社商品の改良・新商品開発にと必要な項目を抽出して利用する。データベースそのものをオープンデータとして公開する場合もある。
- 1 各社が提供するデータは、各社の営業秘密に該当しない情報に限定。提供するデータは、業界における安全基準となるベンチマークデータなど、非競争領域のものであり共有・利活用することにより参加者の互いの利益となるデータ。

### <契約・管理の実態>

データ発生元（各社の顧客）からのデータの取得の際の契約と、取得したデータを企業間で共有する際の契約との2つが存在。

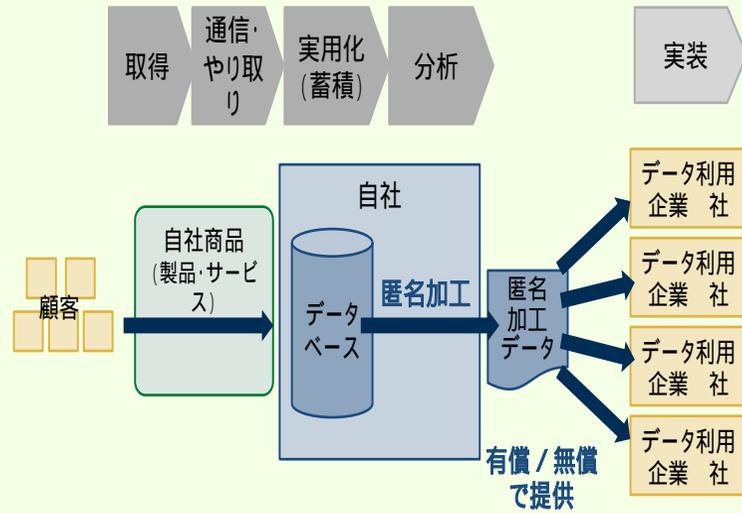
### <課題・制約>

広範囲でのデータ共有を実現する上でコンソーシアム形成が考えられるが、一企業での推進は困難であり、政策的な方針提示や関係省庁・外郭団体等による主導が必要。

# (参考) データ利活用の類型 (アンケート・ヒアリングの結果の取りまとめ)

## 類型 E : 特定のデータを大量に蓄積し、他業種の企業も含めた他社に提供

### <イメージ図>



### <データ利活用の構造>

- 1 顧客が自社商品（機械・機器、アプリケーション等）を利用することに伴い発生したデータを大量に取得・蓄積し、分析・匿名加工したデータを、各データを必要とするデータ利用企業に対して提供する。
- 1 データ利用企業への提供に際しては、有償/無償での提供がある。
- 1 また、データ提供を受けた事業者が、さらにデータに加工（整理・抽出など）を施し、第三者へ提供することもある。

### < 契約・管理の実態 >

データ発生元（各社の顧客）からのデータの取得の際の契約と、取得したデータを企業間で共有する際の契約との2つが存在。

### < 課題・制約 >

自社が蓄積・匿名加工したデータベースが第三者に不正利用された場合の法的な整備が必要と思料される。